

府益担第6127号
平成24年6月29日

一般社団法人国際法協会日本支部
村瀬 信也 殿

内閣総理大臣
野田 佳彦



公益目的財産額の確定について（通知）

平成24年3月31日を算定日とする貴法人の公益目的財産額については、誤りがないと認められますので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第69号）第33条第3項に基づき、下記の額を貴法人の公益目的財産額とする旨、通知します。

また、貴法人の公益目的支出計画の実施期間を下記のとおりとする旨、併せて通知します。

記

公益目的財産額：76,806,166円

公益目的支出計画の実施期間：10年間